

2023年8月10日
2025年2月5日更新
2026年3月30日更新
一般社団法人日本音楽著作権協会
(JASRAC)

AIを利用した作品の取り扱い(ガイドライン)

1 管理の対象とする作品

JASRACは、委託者から提出していただく作品届に基づいて音楽著作権の管理を行っています。委託者が著作者の場合は自身が創作した作品であることを、音楽出版者の場合は契約により正当に著作権を取得した作品であることを保証されたうえで、作品届を提出いただいております。

AI(人工知能)を利用した作品については、人間の創作的寄与が認められる作品を管理対象とします。人間の創作的寄与が認められない作品(シンプルな指示に基づいてAIが自律的に生成した歌詞又は楽曲)は著作物に該当しないため、JASRACでは管理をお引き受けすることができません。

2 歌詞又は楽曲のいずれか一方をAIが自律的に生成し、もう一方を人が創作した作品の管理および届出について

歌詞又は楽曲のいずれか一方をAIが自律的に生成し、もう一方を人が創作した作品については、歌詞又は楽曲の一方がPDである作品と同様の取り扱いとし、管理率およびJ-WIDへの表示は下表のとおりといたします。

	識別	J-WID 表示		利用態様ごとの管理率		
		著作者名	所属団体	曲のみ 利用	詞曲 利用	詞のみ 利用
1	詞:AI 曲:人	非著作物(AI自律生成) 作曲者名	AI JASRAC	100%	50%	0%
2	詞:人 曲:AI	作詞者名 非著作物(AI自律生成)	JASRAC AI	0%	50%	100%

作品を届け出る場合は、「作詞(又は作曲):AI自律生成」など、作品届にその旨が分かるよう記載してください。

3 AIを利用した作品を届け出る場合

AIを利用した作品を届け出る場合、人が創作的に寄与した著作物であることを自身で保証できることをご確認ください。

JASRACでは、委託者の保証義務(管理委託契約約款第9条)に基づき、作品届の記載等が真正であることを前提として管理します。

届出内容に疑義がある場合には、作品届に関する資料の提出を求めることがあり、その場合、委託者は速やかにこれを提出しなければなりません。

AIが自律的に生成した作品(著作物でない作品)について、例えば著作者を詐称して作品届を提出するなど、届出内容に虚偽があった場合は、保証義務違反となり、委託者に法的責任が生じることとなります。

また、AIを利用したかどうかに関わらず、作品が既存の著作物に類似していると、著作権侵害の問題が生ずるおそれがあります。著作権侵害が認められれば、損害賠償請求・差止請求となるほか、刑事罰の対象にもなり得ますのでご注意ください。

(参考)管理委託契約約款 抜粋

第9条 委託者は、第5条第1項の規定により自らの個別信託の信託著作権となる音楽著作権の全てについて、受託者に対し、次に掲げる事項を保証する。

- (1) 自らが正当に取得したものであること。
 - (2) 第5条第1項の規定による受託者への移転の際、現に自らに帰属しているものであり、かつ、その移転につき正当な利害関係を有する第三者が存しないこと(移転する権利が共有持分であるときは、受託者への移転及び受託者による管理について、他の共有者の同意があること)。
- 2 受託者は、前項に規定する保証に関し、必要があるときは、委託者に資料の提出を求めることができる。この場合において、委託者は、速やかにこれを提出しなければならない。

第5条 委託者は、その有する全ての音楽著作権及び将来取得する全ての音楽著作権(第37条の規定により委託者に帰属することとなったものを含む。)を受託者に移転し、自らの個別信託の信託著作権とする。

作品の届け出に際しては、これまでも委託者の皆さまに自身が創作したこと、もしくは著作権を保有していることを保証していただいております。生成AIの登場により、著作権の保証がますます重要になっております。委託者の皆さまにおかれましては、この点を十分ご留意いただきますようお願いいたします。

以上